

**1. 改元及び10連休に向けた対応について**（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 改元及び10連休については、これまでも随時要請してきたとおり、システム改修や事務態勢の整備、顧客周知等に万全の対応をお願いしたい。

特に、10連休の前営業日には、取引が集中することが見込まれており、各金融機関においては、自らの業務処理態勢の強化のほか、顧客との間で、振込等の取引の平準化に係る調整を計画的に進めて頂くようお願いしたい。

- また、10連休に当たっての中小企業等の資金繰りについても、特に、事業者側においても10連休は経験のないものであることを踏まえ、
  - ・ 中小企業・小規模事業者に対して、電話・訪問等を通じ、資金計画の確認等を能動的に促す、
  - ・ 相談窓口の設置や電話受付の実施等、特別の相談態勢の構築を図るといった対応に万全を期していただきたい。

**2. 中小企業等の金融の円滑化について**（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 2月28日に、年度末等における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について、各協会に対して要請文を発出。資金需要が高まる年度末や、10連休に際して、中小企業等からの資金相談にきめ細かく応じるなど、万全の対応に努めていただきたい。

**3. 金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理について**（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 金融機関を巡る収益環境が変化（人口減少・高齢化の進展や低金利

環境の長期化等)しているが、こうした中においても、利用者ニーズにあった金融サービスが引き続き提供されるためには、それぞれの体力に応じたコストの下、経営戦略を実現させるための効果を適切に生じさせる IT システムにしていくことが不可欠である。

このため、経営戦略と IT システムとを整合させるための仕組みである IT ガバナンスが各金融機関において適切に機能することは、将来的な健全性にも関わりうる重要な問題であり、金融機関と対話していく重要性が高まっていると考えている。

- そこで、昨事務年度より、金融機関と対話すべき IT ガバナンスのあり方について、いくつかの金融機関や有識者等と議論を重ね、IT ガバナンスに関する対話を行う際の論点案、その内容について具体的なイメージができるようにするための事例集を取りまとめているところである。
- これらの文書は、今後当庁ホームページにて、パブリックコメントを実施することを検討しているので、その際は、忌憚のないご意見をいただきたい。

#### **4. マネロン等に係る実態調査に基づくモニタリングについて**

(主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会)

- 昨年 12 月に、臨時の報告徴求を発出し、先月ご提出いただいた。ご多忙な時期にご協力をいただき感謝申し上げます。
- 頂いたデータについては、FATF 審査団宛の自己申告書の作成に用いるとともに、当庁において、データ分析を行い、今後のモニタリングにも活用していく。各金融機関においても、自社の分析等にご活用いただきたい。
- なお、今月は、昨年の 3 月と同様に、定例の報告徴求が予定されている。昨年のデータとの比較を行い、このデータもモニタリングに活用していくので、引き続きご協力をお願いしたい。
- 現在、全国銀行協会において、マネロン・テロ資金供与対策の観点

から、預金規定の雛形の改訂を検討していることを伺っている。当該雛形の内容を参考に、自行の預金規定にどのように反映させるかは各行の判断ではあるが、利用者に対して恣意的な対応とならないよう、適切にご対応いただきたい。

#### **5. 特殊詐欺の被害防止について**（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 警察庁が本年2月に公表した平成30年中の特殊詐欺の認知状況によると、認知件数・被害額ともに昨年比で減少しているものの、依然として高水準なことから深刻な状況となっており、特にオレオレ詐欺による被害が後を絶たない。
- 警察庁がオレオレ詐欺の被害者などを対象に実施した調査結果によると、金融機関窓口などでの声掛けにより多くの被害が食い止められている。他方、被害者の3割弱が、被害に遭う前に金融機関の職員などから、思いとどまるよう声を掛けられていたにも関わらず、声掛けが形式的なものだったことなどにより、結果的に被害を防ぐことができていなかった。被害防止に向けて、警察とも連携し、より踏み込んだ窓口対応をお願いしたい。

#### **6. 銀行カードローンの実態調査について**（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- 銀行カードローンについては、昨年8月に銀行業界全体の実態調査結果を公表し、融資上限枠の見直しや年収証明書の取得基準の引下げなど、全体として入口の審査の厳格化が進んでいることを確認した。他方、融資実行後の途上管理に関しては、多くの銀行において取組みが進んでいないことが分かった。実態調査の結果を踏まえ、皆様の取組みは進んでいるものと思うが、当庁として皆様の進捗状況の詳細を確認するための再度の実態調査を行うこととし、先日、各行宛てに調査票を発出している。各行におかれては、適切にご回答いただくよう、お願いしたい。

#### **7. 早期警戒制度の見直しについて**（全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

行協会、全国信用金庫協会)

- 本事務年度の「実践と方針」に掲げさせていただいているとおり、地域金融機関が、将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮していくため、早め早めの経営改善を促す観点から、早期警戒制度の見直しを行うこととしている。
- 具体的には、昨年6月にパブリック・コメントに付した「健全性政策基本方針」(案)に記載されている考え方、すなわち「最低基準に抵触する蓋然性の判断は、現時点の特定の数値基準のみに依存するのではなく、金融機関に対する包括的な実態把握を前提に、健全性の評価の視点を総合的に勘案しつつ行う」という方向性で、「持続可能な収益性」と「将来にわたる健全性」に着目したモニタリングを行うべく、改善案の最終的な検討を行っているところである。
- 新しい制度を運用する段階で実際にモニタリングを行うにあたっては、銀行の意見を十分に踏まえ、経営実態を適切に把握するとともに、理解を得ながら行ってまいりたい。
- 近日中に、具体的な監督指針(案)をパブリック・コメントに付すとともに、健全性政策基本方針についても、最終公表したいと考えているので、ご確認いただくようお願い申し上げます。

#### **8. 外貨建保険の販売方法の改善について** (主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会)

- 近年、銀行窓販の外貨建保険に関する苦情が増えており、その内容としては、「為替リスクや元本割れの説明を受けていなかった」というものが多いと聞いている。
- 苦情につながるケースの抑制に向けて、顧客に対し、外貨建保険の為替リスクや解約手数料等の商品内容を丁寧に説明し、投資信託等の他の金融商品も含めて、分かりやすく比較可能な形で提案や説明がなされることが重要。

- こうした中、生命保険会社各社が新たな募集資料を作成しており、生保協会が貴協会に対して、新しい募集資料の活用や、各行の高齢者募集ルールの実効的な運用に向けた検討を依頼したと承知している。
- 各行の皆様におかれては、新しい募集資料も活用し、顧客へのより丁寧な説明を徹底することや、高齢者に対する説明の際の親族の同席やアフターフォローなどに適切に取り組んで頂くようお願いしたい。

#### **9. 官民人材交流センターについて**（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- 内閣府官民人材交流センターから依頼があったため、新たな事業（「求人・求職者情報提供事業」）について、傘下企業等へ周知していただくよう御協力をお願いしたい。

#### **10. つみたて NISA の現状と今後の取組みについて**（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- つみたて NISA について、2月13日、制度開始からちょうど1年となった平成30年12月末時点で100万口座を突破したと公表した。まずは、制度が順調に滑り出したこと、これまで協力いただいた各行の皆様にも感謝したい。
- 日本経済を成長させていく点で、金融資本市場の活性化は引き続き重要。実際に資産形成を行なう家計、販売会社、アセットオーナー、企業といったインベストメントチェーン全体の高度化を図るためには、その起点である家計の金融リテラシーの向上が不可欠であり、つみたて NISA の普及・促進はその観点からも重要。
- 金融庁としても、さらに多くの人につみたて NISA を利用してもらえるよう、今後も普及に向けた取組みを継続していく。現在、金融庁は財務局と連携し、各地の地方自治体や商工会議所に、周知活動の協力を呼びかけており、職場でのきっかけ作りとしてのセミナーも行なわれている。各行においても、セミナーへの講師派遣など、引き続き協力をお願いするとともに、それぞれの顧客や各行の職員に対し、普

及に向けた積極的な取組みを期待したい。

**1 1. 消費税の引上げについて**（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- 本年10月1日に予定されている消費税率10%への引上げに関して、住宅分野の取組み及び必要な軽減税率対応について申し上げます。
- まず、過去の消費税率引上げ時に、住宅の駆け込み需要及びその反動減が見られたことも踏まえ、今回政府として、住宅需要変動の平準化を図るため、「住宅ローン減税の拡充」といった税制措置、「すまい給付金の拡充」や「次世代住宅ポイント制度の創設」といった財政措置をそれぞれ行なう予定である。
- なお、政府のガイドラインでは、こうした事実に対して消費税率引上げ前の駆け込み購入を煽る行為について、景品表示法に違反する可能性があるとしてされている。
- 住宅ローンを提供する各金融機関におかれても、住宅の取得等を検討されている利用者が制度を正確に理解していただけるよう、よろしくお願い申し上げます。
- また、税率引上げと併せて、新聞や食料品を対象とした軽減税率が導入される予定だが、仕入税額控除の算出などにおいて、税務上適切な取扱いを行なうよう、改めて申し上げます。

（以上）